

### 国保 資格確認書・資格情報のお知らせを送付

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行は終了し、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行しています。交付済の健康保険証が7月31日(木)で有効期限を迎えることから、次の書類を7月中旬に世帯主宛てに送付します。

#### 【マイナ保険証を登録した方】

「資格情報のお知らせ」を送付します。「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関を受診することはできません。医療機関を受診する際は、マイナ保険証を利用してください。

#### 【マイナ保険証を登録していない方】

「資格確認書」を送付します。従来の健康保険証に代わるもので、医療機関に提示することで、これまでと同様に保険診療を受けることができます。

障がいのある方などの要配慮者、マイナンバーカードを紛失した方など、マイナ保険証の利用が困難な場合は、申請により「資格確認書」を交付することができます。

#### 問(市)保険年金課 国民健康保険係



▲ホームページはこちら

### 介護保険 介護保険料額決定通知書を送付

65歳以上の方に、令和7年度の介護保険料額の決定通知書を7月中旬に送付します。

便利な口座振替を利用してください。

#### 問(市)介護保険課 認定給付係



▲ホームページはこちら

### 高齢者医療 新しい後期高齢者医療資格確認書などの送付

#### ●後期高齢者医療資格確認書

令和6年12月2日から被保険者証の新規発行は終了し、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行しています。本年度は、被保険者全員に8月1日から有効な資格確認書を7月中旬に送付します。8月1日以降に、医療機関などにかかるときは、マイナ保険証もしくは資格確認書を医療機関な

#### ●保険料額決定通知書

令和7年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。保険料の計算方法などは、通知書をご覧ください。

#### 問(市)保険年金課

後期高齢者・福祉医療係  
兵庫県後期高齢者医療広域連合  
事務局コールセンター  
☎078・326・2021

### 介護保険 施設利用時の負担限度額認定の申請

施設に入所(院)または短期入所(ショートステイ)する方で、所得や預貯金残高などが基準以下の方は、施設利用時の食費・居住費の軽減制度があります。施設を利用する前に問い合わせてください。

#### ▼対象施設

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

#### ▼要件(次の全てを満たす方)

本人や配偶者を含む世帯全員について令和7年度の住民税が非課税  
保有する預貯金などが本人の年間収入額に応じて設定された基準額以下

#### 問・申請(市)介護保険課 認定給付係



▲ホームページはこちら

### ごみ 粗大ごみの処分が困難な世帯を支援

粗大ごみを処分することが困難な高齢者や障がいのある方のみの世帯を対象に粗大ごみ戸別収集を実施しています。

▼対象者(二木市に住民票があり、現にその住所に居住し、世帯全員が次のいずれかに該当する方)

- 申請日において、65歳以上の方
- 要介護認定または要支援認定を受けている方
- 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 障害者総合支援法の障害支援区分の認定を受けている方

#### ▼対象となる粗大ごみ

- 一辺の長さが1メートル以上の大型家具(タンス・ソファアームなど)
- 一個当たりの重量がおよそ50キログラム未満であること
- 一回当たりの収集個数は5個以下

#### ▼収集場所

利用者宅の玄関・カーポートなど屋外から収集します。建物内からの搬出は利用者または代理人が実施するものとし、収集作業員は

### ごみ ごみの出し方に注意しましょう

全国的に充電式電池やカセット式ガスボンベなどが原因と思われるごみ収集車の火災事故が発生しています。次のごみの出し方に注意してください。

#### ▼充電式電池

モバイルバッテリーや廃棄する製品から取り外した充電式電池は、発煙・発火の恐れがあるため、メーカーでの回収が義務づけられています。リサイクル協力店または、清掃センターが市役所2階環境政策課へ直接持ち込んでください。

#### ▼使い捨てライター

中身のガスを使い切り、着火しないことを確認の上、「可燃ごみ」の収集日に出してください。量が多いときは、小袋に入れて「ライター」と表示してください。

### 清掃 7月13日(日) 市内一斉清掃を実施

地域ぐるみで、ごみのない清潔で快適なまちづくりを進めましょう。

#### ▼注意

当日は許可書\*を掲示する車両のみが清掃センターへ搬入できません。家庭ごみを持ち込むことはできませんので注意してください。

※事前に参加申込のあった自治会に交付している許可書  
▼搬入時間 午前6時~11時

#### 問(市)環境課(清掃センター)

☎03・2608



▲ホームページはこちら

#### 問(市)環境課(清掃センター)

☎03・2608



▲ホームページはこちら